古賀市議会 議長 渡 孝二 様

> 文教厚生常任委員会 委員長 古賀 誠視

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件について 6月 19、21 日に委員会を開催し、その審査 結果を会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第34号議案 古賀市教育支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市教育支援センターの機能を移転するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審查内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 古賀市教育支援センター(以下、あすなろ教室)の機能を古賀グリーンパーク内の旧介護予防支援センター「ふれあいセンターりん」の建物に移転するため、位置を古賀市古賀 278 番地 1 から古賀市青柳町 801 番地に改めるものであり、令和 5 年 11 月 1 日に開館予定。
- 2. 移転の理由は、市内の不登校児童生徒数が増加傾向にあり、潜在的に利用 ニーズが高まっている中で、現在の場所は、建坪が小さく、大規模改修を 実施したところで課題解消は見込めず、また、建て替えには大きな費用が かかるため。
- 3. 移転先施設周辺は古賀グリーンパーク、古賀市スケートパーク、農産物直 売所がある「コスモス館」が立地し、自然環境は緑が豊かで気軽に運動に 取り組むことができ、昼食の買い出しなどの体験がしやすい場所である。
- 4. 施設への通級にあたっては、小学生は保護者の送迎、中学生は自転車を考えている。青柳小学校区、古賀東中学校区は刑法犯等の発生も少なく、何よりも古賀グリーンパークは市民が集う場所で子どもたちも遊ぶ場所であり、安全は十分確保されている。
- 5. 現在の教室は 16.56 平米で、横に和室が 9.94 平米あり、合わせて 26.5 平 米。教室部分には、机を最大 9 台程度並べることができ、現在は 6 台程度 並べて勉強している状況。移転後は 50 平米程度の教室が確保できる。なお、

同時に30人程度まで学ぶことができる。

- 6. 今年度より教育支援センターの専任指導員を1名増員し、スクールソーシャルワーカーが月に二、三回程度、あすなろ教室を巡回する。これにより相談体制の充実が図られる。また、家から出ることが難しい児童生徒の家庭を職員が訪問し、支援を行う。
- 7. 移転後は、屋内に調理スペース、屋外に大きな園芸スペースがあり、それらを活用した体験学習の充実を図る。
- 8. 在宅支援として、移転後に公用車を1台配置し、その車を使って専任指導 員が家庭訪問を行う。
- 9. 令和 4 年度は正式入級した子どもは 5 人で、1 年間に 1 度でも利用した子どもを合わせると 18 人。体験入級から正式入級につながっていない子どもが多数おり、入級の手続の簡素化を今年度から行い、入級数の増加を図る。

【自由討議】

- ・子どもたちが通うには距離が遠過ぎる。バスの運行について、バス停の増設、 施設前までの経路延長や利用料金の検討もしておらず、子どもたちが通うには 不安が残る。
- ・基本的に不登校で、やっと家からあすなろ教室に通えるようになった子どもたちにとって、移転による大きな環境の変化は子どもたちに影響する。移転する前に保護者や子どもたちに移転先の施設内容の周知、不安を解消する心のケアを十分やっていくべきでは。
- ・今のところ青柳小学校区は安全で事故等も一切ないと聞いているが、今は施設 が何もない状態での話。開館後の安全性まで考えているのか疑問に思う。
- ・市の提案はリスクマネジメントの観点からすると極めて不十分で、事故が起き た場合は市の責任が問われかねない。自転車や保護者の車での送迎ということ が今回の提案。日照時間が短くなる秋から冬にかけてはコガバスや西鉄バスの 運行の利便性を図るなど、利用している子どもたちの目線での対応が必要だ。
- ・移転することによって今の利用状況を下回ることは避けるべきで、必要な子が 必要な選択をして来られるように保障すべき。そのために利用者、保護者への 趣旨の周知や交通手段は、可能な限り対策を考えること。
- ・中学校2年生、3年生になってやっとあすなろ教室にたどり着いたという子どももいる。単純に利用者数を増やすことが目的ではなく、支援や相談という行政目的を持っていることから、現在通級している子どもたちが継続して参加できるように、交通面・安全面も含めて、しっかり取り組んでいただきたい。
- ・現在のあすなろ教室の環境と条件をそのまま続けることは問題がある。今回提案されている場所が、本当にここしかない唯一最善で最適な場所かというと、 課題が多いと思う。いろんな事情で学校になかなか行けない小学生、中学生に

とって、一つの居場所・行き場所としての選択肢になるように盛り上げ、良い ものにしていくことについては認めたい。

【意見】

(反対意見)

- ・現在の施設設備は築 20 年を超えており、課題を改善することは評価したい。 しかし、あすなろ教室を利用する児童生徒は、様々な要因で就学するのに困 難な課題を抱えながらも通級している。通いやすい環境は施設の大事な課題 であり、質疑では改善の方向が見えない。新たな場所に移転するとしても安 全性について十分に検討されたとは思えないことから、反対。
- ・就学困難な子どもたちが行ける、行きやすい、そういう移動手段の確保が重要であるが、移動手段として自転車や保護者の送迎を想定していること、移転後の安全に対するリスクマネジメントの対応についての提案がなされていないことから、反対。

(賛成意見)

・様々な事情で学校に行けない小学生、中学生や保護者にとって魅力のある施設になるように行政の努力を引き続き求めたい。今回の移転に当たり、趣旨や新たな事業内容の周知を徹底し、移動手段の確保や安全対策に万全を尽くすこと、また、移転後も広く子どもたちの意見や住民の意見を聴き、協力して取り組むこと、移転後の通級者数、体験者数を小学生、中学生別に記録をし、これまでの実績を上回らないようであれば抜本的な改善を図ることを求めて、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第35号議案 古賀市立児童館条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市立米多比児童館の機能を移転するため、条例の一部を改正するもの。

【審查内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 今回の改正は、米多比児童館の機能を古賀グリーンパーク内の旧介護予防支援センター「ふれあいセンターりん」の建物に移転するため、児童館の名称を米多比児童館から青柳児童センターに、位置を古賀市米多比 1109 番地 2 から古賀市青柳町 801 番地に改めるものであり、青柳児童センターは令和 5 年

11月1日に開館予定。

- 2. 米多比児童館は築 58 年で老朽化が進んでおり、トイレなどはバリアフリー対応ではない。千鳥とししぶの児童センターは 20 時閉館だが、米多比児童館は 18 時閉館のため、平日に中高生が利用することが難しい。
- 3. 米多比児童館の老朽化対応の検討経緯として、平成24年頃から米多比区と市で協議を始め、平成26年に米多比区において児童館について検討する特別委員会が設置された。現在、児童館機能移転後の米多比児童館の建物と土地をどのようにするか、米多比区と市で協議中。
- 4. 移転先は米多比児童館と同じ古賀東中学校区内にあり、新耐震基準、バリアフリー対応、開館時間の拡大が可能といった条件に合っている。古賀グリーンパーク内にあり、子どもたちの健やかな成長や子育て中の保護者にとってもよい環境にある。移転に伴う児童館の新たな機能として、授乳室、学習室、室内ネット遊具などの設置などを予定しており、バリアフリー対応の施設となる。開館時間については、18 時までとしていたところを 20 時までと拡大する予定。
- 5. あすなろ教室と児童館の間に仕切りがある。
- 6. ほかの児童館も基本的には徒歩、自転車で子どもたちは来ている。公共交通 機関は、西鉄バスの薦野系統も利用は可能。
- 7. 移転に当たり、昨年度、館長を1人任用し、今年度、任期の定めのない職員 を1名増員している。各児童館の利用者の状況に応じてスタッフの体制が確 保できるように随時検討し、対応している。
- 8. 米多比区との協議について、地元で特別委員会を開催し、移転については市 の責任で進めることの説明を行った。現在は、児童館機能を移転した後の建 物を地元で活用するかどうかを含めて米多比区と協議している。
- 9. 令和 4 年度の各児童館・児童センターにおける延べ来館者人数は、米多比児童館が 1,796 人、千鳥児童センターが 1 万 3,364 人、ししぶ児童センターが 7,528 人。そのうち、乳幼児の利用は、米多比児童館が 1,118 人、千鳥児童センターが 696 人、ししぶ児童センターが 776 人。
- 10. 米多比児童館の乳幼児の利用は、近隣よりも遠方の人が多い。米多比児童館利用の乳幼児の保護者 22 人にアンケート調査を行ったところ、移転後も利用するとした方が 21 人、今は分からないとした方が 1 人であり、乳幼児の利用については、移転先施設への距離については大きな影響はないと考えている。

【自由討議】

・質疑の中で具体的な数字が確認できた令和 4 年度の各児童館・児童センター利用 実績は、非常に特徴が出ている。

- ・米多比児童館は利用者数が少ないが、乳幼児の比率が高いという結果が分かった。 移転することで、この特徴がどう影響を受けるのかということについては注視す べき。
- ・米多比児童館の職員の取組が非常に魅力的で、乳幼児の利用は遠方からも来ているため、青柳に移転しても影響しないとの説明があった。あすなろ教室と同様に、 定期的に実態を本委員会に報告して、検証をしていくべき。

【意見】

(反対意見)

- ・主な利用者である児童生徒や乳幼児を育てる保護者の立場から、今は共働きの 家庭も多い中、公共交通機関充実の検討が必要だと考えるが、その方向は見え ない。施設の移転には、安全性の対応がより求められるが、十分に検討された とは言い難く、反対。
- ・米多比児童館について、地元との協議は10年以上続けてきたが、条例の施行まではもうあと僅かであり、令和6年4月以降の米多比児童館の運用、市の財政の関わり方等については提案がされていない。また、就学困難な子どもたちを引き続き、移転場所に安全に通うことができるような体制についても不十分さを残しており、反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第 36 号議案 古賀市立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

古賀市立学校施設開放に関し、古賀北中学校の地域開放室等の冷暖房施設を利用に供する施設として追加するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 古賀北中学校の地域開放室等に冷暖房施設の設置が完了したので、当該施設の使用料を定めるものであり、1時間当たりの使用料を100円とする。 なお、使用料は市民体育館ミーティングルームやリーパスプラザ交流館等に準じた設定となっている。
- 2. 古賀北中学校地域開放室は令和 5 年 4 月 1 日から開放しており、開放時間は地域開放室 1、2・多目的室 1 ともに 9 時から 22 時までとなっている。

これまで延べ4団体の利用があっている。

- 3. 学校等が使う場合は、今の施設の使用料も減免扱いとなっており、この冷暖房の使用料も同じように減免となり、使用料がかからない。
- 4. 地域開放室と他の教室の出入口にシャッターを設けており、地域開放室利用者は基本的に地域開放室以外の場所に行くことはできない。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第41号議案 工事請負契約の締結について

古賀東中学校校舎大規模改造工事を施工するため、一般競争入札により工事請 負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するに当たり、市議会の議決を 求めるもの。

【審查内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 1社のみの応札になったが、応札者は一般競争入札という方式の中で十分 に他者を意識し、経済的な額での応札であったと認めることができる。公 告の中に予定価格を示しており、金額は非公表だが最低制限価格の設定も 明記している。
- 2. 太陽光発電の蓄電池については設計段階で検討していたが、古賀東中学校 には設置しないとの結論になった。あくまでも昼間の電力の一部のカバー として太陽光発電パネルを活用する。
- 3. エレベーターの仕様は給食を運ぶ荷物用でなく、基本的には乗用で車椅子 等も乗ることができるサイズ。若干の物を運ぶことも可能であり、学校に おいて利用方法を考えていく。

【意見】

(賛成意見)

・一般的に競争相手がおらず、価格が適正かどうか判断しにくいのではないかという見方も否定できないが、誰でも応札できる一般競争入札という条件の下で、また、公告の中には予定価格も提示されている下での結果であり、適切な結果であると判断したい。工事の内容について、古賀東中学校の学校教育の環境整備、子どもたちや教職員にとって快適な教育環境を期待したい。蓄電池の整備は引き続き検討することを求め、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第42号議案 財産の取得について

古賀市小中学校 8 校体育館 LED 照明導入に伴い、指名競争入札により取得の相手方を定めたので、その者から取得するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

【審查内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 議案は、契約金額 3,000 万円を超える見込みがあり、管財課、総務課等との協議、他市の状況も含めて検討したところ、今回、議決が必要な財産の取得ということで議案を提出した。
- 2. 年次的に整備していく自前工事とリース方式との比較を行い、リース方式 の方が 300 万円程度安価となった。特に水銀灯は LED 照明に比べると 4 倍 の電力を消費し、電気代への影響も非常に大きい。また、水銀灯の生産が 禁止をされて 1 年以上たち、在庫不足で交換できないなどの学校運営上の 不具合も避けるため、早めに整備できる LED 照明にメリットがあると判断 した。
- 3. リース料の支払いについて、本年度は初年度なので工事後の10月分以降の 半年分を年度末に支払い、2年目以降は12か月分、最終年度は半年分を支 払う5年間の長期継続契約を行う予定。

【意見】

(賛成意見)

・動産の買入れに類すると解釈して議会の議決に付すべき案件として議会に提案したこと、今回のリース方式による導入予算の平準化、8 校同時 LED 化整備による電気料金の削減等から賛成。ただし、動産の買入れに類するとの解釈であるので、将来的には条例を改正し、明確化する必要があるのではないかと考える。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。